

(宛先) 富士市長

令和 年 月 日

委任する人	住所	富士市永田町1-100		委任者の拇印を必ず 押してください
	氏名	生年月日	大正 昭和 平成 56年 7月 8日	電話番号 0545-51-1234
		電話番号	0545-51-1234	
私は次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。				
代理人	住所	富士市岩淵121		委任する人の意思が確認できないと 思われる理由では受付できません (認知症・入院中・高齢など)
	氏名	生年月日	大正・昭和 平成 12年 3月 4日	電話番号 0545-51-5678
		電話番号	0545-51-5678	
委任事項				
該当するものに必ず <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。				
【証明書の交付申請に関する委任事項】				
<input checked="" type="checkbox"/> 住民票の写し → マイナンバーや住民票コードが記載された住民票は、 当日お持ち帰りいただけませんのでご注意ください				
<input type="checkbox"/> 記載事項証明書				
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し				
<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍の全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本) → 戸籍関係の証明書を請求するときは、 本籍・筆頭者の氏名を確認しますので 代理人にお伝えください				
<input type="checkbox"/> 改製原戸籍・除籍(相続・家系図作成などに使用する場合)				
<input checked="" type="checkbox"/> 身分証明書 →				
<input type="checkbox"/> 受理証明書 届				
【個人番号カードに関する委任事項】				
<input type="checkbox"/> 交付申請書の発行(まちづくりセンター)				
<input type="checkbox"/> 顔認証マイナンバーカードへの切り替え				
【その他】				
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				
代理人が全て記入してください				

父富士太郎は手が不自由なため、
長女富士川花子が代筆しました。

※委任状の偽造や偽造した委任状の行使は、刑罰の対象となります(刑法第159条、第161条)

- 委任する人がすべて記入してください(代理人欄も委任する人が記入してください)。記入漏れがある場合は受付できないことがありますのでご注意ください。
- 消せるボールペンは使用しないでください。また、訂正する場合は修正テープ等は使用せず、二重線で消して訂正印を押してください。
- 委任する人が自署不能の場合は、代筆も可能です。空欄に代筆した旨を明記し、氏名欄の◎は委任者の印鑑ではなく、拇印を押してください。
- 戸籍や身分証明書等を請求する場合は、必要な証明の本籍地・筆頭者氏名について確認しますので、代理人にお伝えください。
- マイナンバー及び住民票コード入りの住民票は委任者の住民登録地宛の郵便で送付します。代理人が住民票をお持ち帰りいただくことはできませんのでご注意ください。